

教科書検定制度に関する現状と課題、検討事項等

(1) 教科書検定手続の改善方策について

○新型コロナウイルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策

<現状と課題>

検定規則実施細則

第1 検定の申請

1 「検定審査申請書」の提出 関係

現行制度において、教科書発行者は検定申請にあたり申請書や申請図書、添付書類（以下「申請書等」という。）を直接文部科学省に持ち込み、教科書課職員が立ち会い受理を行うとともに、同時に審査料の納付を行っている。

<検討事項>

新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえるとともに、今後の対策の観点から、また、行政手続きの簡素化の観点からも、対面での申請書等の受理の在り方及び検定審査料の納付の在り方を見直すべきではないか。

→ 申請書等については原則として郵送での受理も可能とするとともに、検定審査料については納入告知書による納付※に切り替えることとしてはどうか。

※金融機関のATM等での振込が可能

○社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策

(1)

<現状と課題>

検定規則第14条関係

平成29年8月、申請図書中にウェブページアドレス又は二次元コードを掲載する場合の基準として教科用図書検定基準2-(18)が新設され、令和元年8月以降、教科書が参照させるウェブページの内容等に関する変更を行う場合に、教科書発行者からあらかじめ報告を受けることにより確認している。

<検討事項>

当該報告は教科書そのものに係る変更ではないが、教科書の内容と密接な関連を有する情報として最新の情勢を反映させる観点から有用な手続であることから、当該報告を検定規則上明確に規定するべきではないか。

→ 検定規則第14条において検定済図書の訂正について規定されている。ウェブページのアドレス又は二次元コードで参照させるものについては教科書そのものではないため、第1項及び第2項の訂正申請や第3項の届け出とは別に、新たに第4項として、ウェブページのアドレス又は二次元コードで参照させるものについて「図書の内容と密接な関連を有するとともに、児童又は生徒に不適切であることが客観的に明白な情報を参照させるものではなく、情報の扱いは公正である」（検定基準2－（18））旨を報告することとする規定を新設してはどうか。

（2）

＜現状と課題＞ **検定規則第15条第3項関係**

教科書の訂正がなされた際、現行制度上、教科書を使用している学校の校長や教育委員会に対して通知しなければならないこととなっているが、訂正の件数が教科書全体について大変多く、逐一通知するのが困難な状況となっている。

＜検討事項＞

多数の訂正の内容を学校現場等に迅速かつ確実に周知する観点から、より適切かつ簡便な方策が考えられないか。

→ 例えば、規則第14条に基づく訂正がなされた場合には、発行者のホームページにおいて公表することとし、学校現場において最新の訂正状況が確認できるようにしてはどうか。その際、訂正内容には、客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実や学習上の支障を生ずるおそれのある記載の訂正から体裁に係る軽微な修正まで様々なものが数多くあることから、ホームページ上の掲載の仕方を各発行者において工夫することとしてはどうか。

○申請図書等の適切な情報管理のための改善方策

＜現状と課題＞

検定規則実施細則 第2 申請図書の審査手続 1 申請図書の審査

（3）規則第7条第2項の規定による検定審査不合格の決定 関係

現行制度上、教科書発行者及び文部科学省は、申請図書の検定審査の結果公表までの間、当該申請図書等の内容が申請者以外の者の知るところとならないよう適切に管理しなければならないとされている。一方で適切な管理が行われなかつた場合には、当該事案の概要を公表することができるということ以外の対応は特段制度化されていない。

そのような中、情報管理を適切に行わず、検定に係る調査審議を行う上で静ひつな環境の確保が困難となる事案が発生した。

＜検討事項＞

今後一層適切な情報管理を徹底する観点から、どのような改善方策を講じるべきか。

→ 検定規則実施細則第2の1（3）に、検定結果公表前に申請図書等の内容を当該申請者以外の者の知るところとすることその他の検定結果公表前における当該申請図書等の情報の管理が不適切であることにより、検定審査（当該申請図書以外の申請図書に係る検定審査を含む。）に重大な影響を及ぼしたと認められた場合を追加することとしてはどうか。

また、同細則別紙様式第2号「著作編修関係者名簿」に、適切な情報管理のための対策（誓約書の受領など）を講じたかどうか確認する欄を設けることとしてはどうか。

○検定審査不合格に関する手続の改善方策

(1)

<現状と課題> **検定規則第7条第2項関係**

検定、採択又は発行に関して不公正な行為をした申請者に対して、当該申請者が同一の種目に属する図書を次に申請した場合に検定審査不合格とする制度について、例えば、同じ図書の再申請を行った場合や、当該検定審査中に不公正な行為をした場合等において、どの申請について検定審査不合格となるのかという対象範囲が必ずしも明確ではない規定の仕方となっている。

<検討事項>

検定審査不合格となる申請の範囲を明確にするため、検定規則の規定の見直しを図ることとしてはどうか。

→ 検定規則第7条第2項の「当該行為が認められた時から直近の一の年度（略）に限り、検定審査不合格の決定を行い」というのは、当該申請者が同一の種目に属する図書を次に申請した場合に検定審査不合格とする趣旨であると解される。これを踏まえ、（4年後等の）次のタームの申請があった場合に不合格とすることのみならず、当該申請者が年度内又は翌年度の再申請を行った場合に不合格とすることや、当該申請者が検定審査中に不公正な行為をした場合に当該検定において不合格とすることが明確になるように改正を行うこととしてはどうか。

(2)

<現状と課題> **検定規則第12条関係**

検定規則実施細則 第2申請図書の審査手続き 6 不合格図書の再申請の期間 関係

検定審査不合格となった場合、現行制度上は再申請できる回数に上限はないこととなっている。このような中、教科書として求められる水準に遠く及ばない図書が申請され、教科書の編集や校閲といった、本来教科書発行者が注意深く行うべき、また創意工夫を凝らすべきものについて、実際上、検定が本来の趣旨から離れて利用されているような事態が発生している。また、不合格図書の2回目以降の再申請についても年度内再申請を認める規定となっている。

<検討事項>

不合格図書の再申請の回数に上限を定めることとしてはどうか。また、不合格図書の2回目以降の再申請についても年度内再申請を認めるべきか。

→ 不合格図書の再申請は2回までとしてはどうか。また、年度内再申請は、採択が基本的に4年に1度しかない義務教育諸学校用教科書に関して当該採択の前年に行われる検定において不合格となつた場合に特有の仕組みであることから、2回目以降の再申請の期間は翌年度としてはどうか。

○その他関連する制度等の改善方策

(1)

<現状と課題>

検定規則実施細則 第1 「検定審査申請書」の提出 (2) 記入上の留意事項 関係

新元号の制定、市町村合併に伴う市町村名の変更等、申請後にならないと正確に記述できないことがあらかじめ分かっている事項の申請図書における書き方について、特段の決まりがない。

<検討事項>

上記のように、近い将来に客観的事情が変更されることが確実である事項に関しては、当該事項を申請図書中でどのように記述しておけば良いかについて実施細則上明確にしてはどうか。

(2)

<現状と課題> **検定規則実施細則 別記 関係**

教科書検定においては、申請図書に使用する写真や資料等については適切に権利処理がなされた上で申請がなされているとの前提に立ち、検定を行ってきてているところである。しかし、近年、適切な権利処理がなされないまま申請がなされ、検定を行っていく中で懸念が指摘されたり、検定後に写真に写った権利者との間で問題になつたりするケースが増加している。

<検討事項>

検定申請の際の添付資料として提出を求めている「出典一覧表」において、使用した写真や資料について、肖像権や著作権等の権利処理が済んでいることを確認できるようにしてはどうか。

(3)

<現状と課題> 検定規則実施細則 別記 関係

教科書検定に係る申請書等は全て紙で提出を求めていたが、検定についても、今後デジタル対応の在り方について検討を進める必要がある。

とりわけ外国語については、新しい学習指導要領において教科書に盛り込むべき新語の語数が規定されており、検定上、新出語リストを電子データでも提出するよう要請しているところ。

<検討事項>

紙の申請書等に併せて申請書等の電子データの提出も求めることとしてはどうか。

(4)

<現状と課題> 検定規則実施細則 別紙様式 関係

令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画においては、新たな取組として行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しを掲げており、これに基づき、政府全体として、まず押印の廃止に向けた検討を進めているところ。

<検討事項>

教科書検定における押印が必要な手続きを洗い出し、廃止する方向で検定規則実施細則の必要な改正を行うこととしてはどうか。

(2) 教科用図書検定基準の改正について

○言語能力及び情報活用能力の育成に向けた教科用図書検定基準の改正

(1)

<現状と課題>

新しい学習指導要領において資料の読み取りや活用が重視されていることに加え、中央教育審議会初等中等教育分科会において令和元年12月にまとめられた「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点とりまとめ」において、教育課程の在り方について言語能力と情報活用能力の育成の重要性について触れる中で、「教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである」とされている。

<検討事項>

教科用図書検定基準（以下「検定基準」という。）の引用資料に係る規定について、「児童生徒が資料の読み取りや活用を的確に行うことができるよう」との趣旨を読み取ることができるよう、規定を見直してはどうか。

(2)

<現状と課題>

検定基準別表の表記の基準において取り上げている「学術用語集」は、昭和22年より学会における学術用語の標準化を目的に文部省と関係学会が協議の上制定・刊行されてきたが、現在は大半が絶版となっている。また、最新の学術動向が反映されていないとの指摘もある。

<検討事項>

検定基準別表の表記の基準から「学術用語集」を削除してはどうか。